

経 第 7 9 号

令和7年7月22日

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会長 様

四街道市長 鈴木 陽介



下水道使用料のあり方について（諮問）

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会条例第2条の規定により、適正な下水道使用料のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市の下水道事業は、一般会計からの基準外繰入金に依存しない独立採算の原則に基づき経営を持続していくため、令和5年4月1日に下水道使用料を改定しました。

一方で、近年は、水需要の減少に伴う下水道使用料収入の減少、老朽化した施設の更新事業費の増加、物価上昇等に伴う維持管理経費の増加が続いています。使用料改定により令和5年度、令和6年度決算では純利益を計上しましたが、中長期の経営計画である経営戦略における投資財政計画では、令和7年度決算以降の純損失の計上、令和12年度以降の運転資金の不足を見込んでいます。

このような現状を踏まえ、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである下水道事業を将来にわたって健全に経営していくため、下水道使用料のあり方について諮問するものです。